

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N°624  
2023・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

婚姻の平等を求めて―「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決…………… 松田亘平

家賃債務保証業者による「追い出し条項」は無効 最高裁判決…………… 増田 尚

【シリーズ全国リレー・山陰合同支部】

青年法律家としての矜持…………… 安田壽朗

〈シリーズ：憲法と私④〉

人間合格…………… 伊久間勇星

敵基地攻撃能力の保有などを新方針とする安保関連三文書改定の閣議決定に抗議する  
法律家団体の声明(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



暮色の橋抗岩 (和歌山)

# 婚姻の平等を求めて

—「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決—

東京 松田 巨平

## 一 はじめに

二〇二二年一月三〇日、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の東京地裁判決があった。本訴訟では、札幌（二〇二二年三月一七日）、大阪（二〇二二年六月二〇日）に続く三件目の地裁判決である。

本判決は、同性間の婚姻を認めていない現行民法・戸籍法（以下「本件諸規定」という）は合憲であると判断した一方で、同性カップルが「パートナーと家族になるための法制度」（以下「家族制度」という）が存在しないことは憲法二四条二項に違反する状態にあると判断した。

本判決は合憲判決なのか違憲判決なのか。同性間の婚姻が認められないことと同性カップルの家族制度が存在しないことは何が違うのか。本稿はこれらの疑問を踏まえ、本判決の意義と限界を明らかにする。

なお、本判決全文は、CALCL4の本訴訟ウェブページの訴訟資料に掲載されている。適宜参照されたい。



## 二 原告らの主張

本訴訟の原告らは、法律上の同性カップル法上の性別を基準として同性どうしのカップルである。ここで注意すべきは、原告らは同性カップルの婚姻制度の利用を認めるよう求めているの

であり、婚姻制度とは異なる別制度（登録パートナーシップ制度等）を欲しているわけではない点である。

本訴訟はよく「同性婚訴訟」と呼ばれるが、正式名称は「結婚の自由をすべての人に」訴訟である。本件諸規定は異性間の婚姻しか認めておらず、同性カップルを婚姻制度から排除している。これにより、同性カップルは、異性カップルが婚姻により享受する法律上・経済上・事実上の諸利益を享受できず、社会的公証も受けられない状態にある。これは、婚姻の自由を保障する二四条一項、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚する立法を求める同条二項、不合理な差別的取扱いを禁止する一四条一項に違反する。

このように、原告らは、性的指向や性自認などにかかわらずすべての人が自由に婚姻制度を利用できること（婚姻の平等）を求めている。婚姻制度とは異なる別制度の創設は、原告らが求めるものではない。

## 三 本判決の概要

### (1) 二四条一項適合性

まず、二四条一項にいう「婚姻」は、同項の文言（「両性」、「夫婦」、制定経緯等に照らせば、異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まないとした（三八頁ないし三九頁）。

そして、伝統的に異性カップルの人的結合関係のみ婚姻として社会的承認が与えられてきた背景には自然生殖があるところ(四〇頁)、現段階において、自然生殖可能性がない同性カップルの人的結合関係を「異性間の夫婦と同じ『婚姻』とする」ことの社会的承認があるものとまでは認め難い(四二頁)、二四条二項の「婚姻」に関する右の解釈を変更すべき状態にはなっていないとした。

### (2) 一四条一項適合性

二四条一項論での社会通念と自然生殖を重視する論調は、一四条一項論にも雪崩れ込む。すなわち、本件諸規定は婚姻を異性間のもの限り、同性間の婚姻を認めていないところ、これは「婚姻を異性間のものとする社会通念」を前提とした「二四条一項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくもの」であるから、右の区別取扱いには合理的な根拠があるとした(四四頁)。

### (3) 二四条一項適合性

しかし、本判決は、二四条二項論に入り、議論の土俵を同性間の婚姻の可否から同性カップルの家族制度の有無に移行させる。すなわち、本判決は、婚姻により得ることができるとパートナーと家族になる利益は「個人の尊厳に関わる重要な人格的利益」であるところ(四九頁)、現行法上、同性カップルが家族になれないことは「その人格的生存に対する重大な脅威、障害」であり(五〇頁)、

同性カップルの家族制度の不存在は「個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法二四条二項に違反する状態にある」(五二頁)と判断した。

もつとも、本判決は、同性カップルの家族制度の内容は「立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない」から(五三頁)、本件諸規定が二四条二項に違反すると断ずることはできないとした。

## 四 本判決の意義と限界

### (1) 本件諸規定の違憲性について

本判決は、二四条一項論で、自然生殖に価値を見出す社会通念を指して「婚姻」を異性間のものに限定し、一四条一項論でも差別の不合理性を認めなかった。これは、原告らが求める婚姻の平等を正面から否定するだけでなく、子を産み育てない異性カップルの尊厳も害するものであり、厳しく非難されなければならない。

### (2) 同性カップルの家族制度の不存在の違憲性について

もつとも、原告らは主張していなかったが、本判決は二四条二項論で同性カップルの家族制度の不存在を問題にした。本判決の言う家族制度は婚姻制度を含む上位概念であり、登録パートナーシ

ップ制度もこれに含まれる。

本判決は、同性カップルの家族制度が存在しないことは「その人格的生存に対する重大な脅威、障害」であり、二四条二項に違反する状態にあると判断した。もし原告らが家族制度の不存在の違憲性を主張していたとしたら、本判決は直截に二四条二項違反を宣言する違憲判決であったと思われる。

本判決が、同性カップルの「人格的生存に対する重大な脅威、障害」を除去する手段の一つとして婚姻制度を挙げたことは、婚姻の平等に向けた一歩を切り拓くものである。しかし、婚姻制度以外の別制度の立法も許容した点は強く非難されるべきである。共同生活の実態は異性カップルと何ら異なるのに、同性カップルのみを対象に別制度を創設することは、「分離すれど平等」の法理のもとに正当化されたアメリカ合衆国の人種隔離政策と同様の差別を惹起するからである。

## 五 おわりに

東京訴訟は現在、控訴審へとその場を移している。そして、本年(二〇二三年)五月三〇日には名古屋地裁で、六月八日には福岡地裁で判決がある予定だ。

婚姻の平等を求める闘いはまだ始まったばかりである。引き続きご支援をいただきたい。

# 家賃債務保証業者による「追い出し条項」は無効 最高裁判決

大阪 増田 尚

## 家

賃債務保証業者のフォーシーズン株式会社  
が、消費者である賃借人や個人の連帯保証  
人との間で締結する保証委託等の消費者契約の条  
項に、消費者契約法により無効とされるべきもの  
が使用されているとして、適格消費者団体である  
特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KCC)  
が、消費者契約法二条三項に基づき、その使用  
の差止め等を求めた事件で、最高裁第一小法廷  
(堺徹裁判長)は、二〇二三年二月二日、フォ  
ーシーズンに、契約の差止めや契約書ひな形の廃棄  
を命じる判決を言い渡した。

## 問

題となった契約条項は、①賃料三か月分以  
上の滞納があったときは、フォーシーズンが、  
無催告にて、原賃借借契約を解除できるとする一

三条一項前段、②賃料等の支払を二か月以上怠る  
など所定の四要件を満たすときは、フォーシーズン  
が、建物の明渡があったものとみなすことができ  
るとする一八条二項二号の二つである。

①二三条一項前段の趣旨について、原審大阪高  
裁判決が、賃料等の支払の遅滞を理由に原契約を  
解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合  
理とは認められないような事情が存する場合に、  
無催告で解除権を行使することが許される旨を定  
めた条項であると解したのに対し、最高裁は、文  
言上はそのような限定を加えておらず、法二二条  
三項に基づく差止め請求において、信義則、条理  
等を考慮して規範的な観点から契約の条項の文言  
を補う限定解釈をした場合には、解釈について疑  
義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き

続き使用され、かえって消費者の利益を損なうお  
それがあるとして、このような限定解釈をするこ  
とは相当でないと判断した。

その上で、消費者契約法一〇条前段要件の該当  
性に関し、連帯保証債務の履行があるときは、賃  
借人との関係においては賃借人の賃料債務等が消  
滅するため、賃借人は、遅滞を理由に賃借借契約  
を解除することはできず、賃借人にその義務に違  
反し信頼関係を裏切つて賃借借関係の継続を著し  
く困難ならしめるような不信任行為があるなどの特  
段の事情があるときに限り、無催告で原契約を解  
除することができるにとどまるのであるから、任  
意規定の適用による場合に比し、消費者である  
賃借人の権利を制限すると判断した。任意規定  
の適用による場合との比較において、連帯保証債

務の履行があるときは、賃借人は、賃料債務の遅滞を理由に賃貸借契約が解除できないことに着目して、二三条一項前段が、それよりも緩い要件で、家賃債務保証業者に原契約の解除権を認めるものと判断したことは、非常に注目すべきであろう。

さらに、消費者契約法一〇条後段要件の該当性に関し、無催告での解除を認めることは、賃借人の生活の基盤を失わせるという重大な事態を招きし得るものであるから、契約関係の解消に先立ち、賃借人に賃料債務等の履行について最終的な考慮の機会を与えるため、催告を行う必要性は大きいのに、二三条一項前段に基づき、原契約の当事者でもないフォークシーズがその一存で何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるとするものであるから、賃借人が重大な不利益を被るおそれがあると判断した。住宅が「賃借人の生活の基盤」であると指摘して居住の重要性を指摘し、また、それを奪うことになる契約解除のためには催告が重要であるととらえる最高裁の立場は、後述する適正な法的手続を受ける権利の保障と通底しており、これらを軽視した地裁判決、高裁判決を厳しく批判するものと評価できる。

また、②一八条二項二号の趣旨について、原契約が終了している場合に限定して適用される条項

であることを示す文言はないなどとして、原契約が終了していない場合でも、所定の四要件を満たすものとして、フォークシーズに建物の明渡があつたものとみなすことができる旨を定めた条項であると判断した。

その上で、一八条二項二号に基づいて建物の明渡があつたものとみなされたときには、賃借人は、原契約の当事者でもないフォークシーズの一存で、本件建物に対する使用収益権が一方的に制限されることになる上、建物の明渡義務を負っていないにもかかわらず、賃借人が賃借人に対して建物の明渡請求権を有し、法定の手続によることなく明渡が実現されたのと同様の状態に置かれるのであつて、著しく不当といふべきであるなどとして、消費者契約法一〇条に該当すると判断した。法定手続によらずに契約条項に定めれば明渡の実力行使(自力救済)が可能になるかのような高裁判決の判断を厳しく斥けて、適正な法的手続を受ける権利を保障するものとして評価すべきである。

**最**

高裁の判断は、消費者団体訴訟の制度趣旨に則したものであつて、きわめて妥当であり、フォークシーズのみならず、他の家賃債務保証業者に対しても、保証委託契約の不当な条項の改善を迫るものといえる。また、家賃債務保証業者

登録制度が創設されて五年が経過し、改正住宅セーフティネット法附則三条に基づき、新たな住宅セーフティネットの検討が始まろうとしており、いまや八割の賃貸住宅契約で使用されるようになった家賃債務保証業者のあり方を抜本的に見直すことが喫緊の課題となつている。このような中、最高裁判決は、家賃債務保証委託契約の適正化を通じて、法律による義務的登録制を含め、賃借人の居住権と適正手続の保障を強化する法制度の改正につながる力となることが期待される。



山陰合同支部

## 青年法律家としての矜持

山陰合同 安田 壽朗

山

陰合同支部の活動が絶えて久しい。そのと  
ころに支部活動を紹介して欲しいという本  
部事務局からの依頼が入った。何を紹介するの  
か。名ばかり支部長である私はすでに後期高齢  
者。「青年法律家」と名乗るのとはばかれるとい  
うのに。本部事務局曰わく、「何でも良い」。鳥取  
島根両県で、私を含め会員は三名、他の会員の活  
動をとも思ったが、それもむなし。

なぜこのようなていたらなくなったのか、つら  
つら考えた。私は、東京での一四年間の弁護士生  
活の後、一九九〇年に郷里鳥取県米子市に帰って  
開業した。当時、県下の弁護士は三〇名足らず、  
東京では見向きもなかった弁護士会活動にかり  
出された。やれ子どもの権利だ、やれ憲法だ、や  
れ人権擁護だ、やれ執行部だ。副会長三回、会長  
二回、子どもの権利委員会の万年委員長、複数の  
日弁連委員などの掛け持ち、多重会務に追われる  
日々が訪れた。加えて、児童虐待対応に関する地  
域行政への関与も求められ、米子市の要保護児童  
対策地域協議会の会長として児童虐待最前線に  
今も立っている。さらに、子どもの虐待防止ネッ  
トワーク鳥取、子どもの人権広場という市民団  
体を設立して、この二七年間、児童虐待など子ど  
もの権利救済、子どもの権利条約の普及、子ども  
の居場所の設置などの活動にも取り組んでいる。  
言い訳ではあるが、とても青法協活動に手がまわ

らない。決して憲法・人権課題をおろそかにして  
いた訳ではない。

それにしても、この三〇年間の人権状況の変化  
には目をみはらされる。同性婚、LGBTQ問題  
など新しい人権課題に果敢に取り組んでいる青年  
法律家諸君の活躍を本紙上で見るにつけ、世代交  
代を感じざるを得ない。

と

はいえ、この一年、青年法律家の残り火に  
小さな薪をくべるような刑事事件に取り組  
んでいるので、紹介したい。

一昨年(二〇二二年)一〇月に実施された衆議院  
議員選挙の鳥取第二区の選挙戦において、某候補  
の選対本部長が、公選法一四二条違反で検挙され  
た。選挙情勢が緊迫するなか、投票日二日前に急  
遽後援会の決起集会を開くことになり、その案内  
を支持強固な後援会員に郵送した。その中の「選  
挙区では相手候補の背中を追う展開となってい  
ます。」「ぜひ、お知り合いの方にお電話・お声  
かけをいただき、支援の輪を広げていただきますよ  
う、よろしく御願います。」との文言が、違法だ  
というのだ。

たしかに、公選法を見ると、選挙運動のために  
使用できる文書図画は、葉書三万五〇〇〇枚、選  
管に届け出た二種類以内のビラ七万枚と定められ  
ている。いわゆる法定文書だ。違反に対して二年  
以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金、五年間の公

民権停止が定められている。検挙された選対本部長は、後援会内の案内文書だからセーフと考えていたが、法定外文書で選挙のためのものであるから明らかに公選法に抵触する。

決起集会の直後から鳥取県警の捜査が始まり、選対本部には激震が走った。投票日直前の警察の介入で権力による選挙妨害だという声もあがった。投票日後本格的な捜査となり、送検。当方が、公選法が言論の自由を保障する憲法二二条に違反するので無効だと主張し、略式同意を拒否するなかで在宅起訴となった。

## 昨

年(二〇二二年)四月の初回から今年の一月二日の論告・求刑、弁論まで二〇回の公判を重ねた。当方は、公選法二四二条の違憲無効の主張を一貫して貫いている。公選法を厳密に遵守しては、民主主義にふさわしい選挙をすることが不可能だからだ。鳥取県は人口全国最小県である。それでも、今回の違反の舞台となった鳥取二区の有権者数は二万四千二百名である。法定文書は全部合わせても、一〇万五〇〇〇枚、半数以上の有権者には届かない。しかも、法定文書に盛り込める情報量はすずめの涙ほど、ごく限られている。今回の選挙で某候補が頒布することが許された葉書では、表面に政策が記載されているが、わずかに八項目一項目四〇字前後、総花的、頭出し的なスローガンの羅列がやっとだ。裏面には、人

柄を表す顔写真と、数行の政治姿勢。法定ビラについても同列である。全国的な争点となっていた

防衛費増、敵基地攻撃能力などについては、法定ビラに、わずか二行、悲しいほど少ない。これでどう選挙戦を戦えというのか？ これでどう候補者を知れというのか？ 水泳に例えれば、鉄の鎧をまとって競技に臨むというに等しく、マラソンに例えれば、目隠しをして競技に臨むというに等しい。

ひとり張り切るのは警察。とき来たりと、都道府県警察は、おどろおどろしく、全国津々浦々に選挙違反取り締まり本部を一齐に立ち上げ、水も漏らさぬ監視、摘発体制を敷く。まるで、檻の中の選挙。海の外のどこかの独裁国家を笑うことすらできない。なるほど、我が国の選挙制度の歴史をひもとくと、どうしてこのような抑圧体制をすべての人民が当たり前のように受け止めているのか分かる様な気がする。大日本帝国憲法の天皇主権のもとでは、選挙は、天皇の協賛機関としての議會を形成するための天皇の為にする義務ないし公務執行の機会と考えられ、選挙活動への厳しい規制が、当然のこととされてきた。その後、戦後日本国憲法の国民主権のもとで、選挙は主権者が自らの主権を行使するための最も基本的な権利として確立されたはずであった。公職選挙法も抜本的に改変されるべきものであった。しかし、戸別訪問の禁止などと共に、文書規制などが残され現在

の公職選挙法となった。

タレントのタモリ氏の「新しい戦前」という発言が波紋を呼んでいる。公職選挙法は、正しく「新しい戦前」以上の、「戦前」そのものだ。おかげで、総選挙の投票率は、総務省が笛吹けど踊らず、長期低落傾向に歯止めがかからず、今回の衆議院議員選挙では五五・九三%であった。

## 一

の問題に政治家はどのように向きあつてきたのか。ある政治家に問うと、「公選法が憲法違反だとしても声高にはちよつと。」「なぜ？」「公選法を厳密守った選挙は不可能。疑いをかけられて、自分の選挙で、警察に狙い撃ちされたら困る。」この言葉を裏付けるように、文書違反については、警告件数に比べて検挙件数の割合が極端に少ない。少ない年は、〇・〇六%。今回の第四九回総選挙では、検挙率は〇・三四%である。なるほど、警察の監視と統制下での選挙という現実が浮き彫りになる。

とすれば、違憲立法審査権を持つ司法に期待したいところだ。しかし、下級審でのわずかに例外とも言える違憲判決があるのみで、最高裁を始めとする合憲判決の山が行く手を遮る。それでも、勇気を鼓舞し老体に鞭打って、違憲無効の弁論を貫くのは、我が、青年法律家としての矜持だろうか。最後まで頑張るのみ!!

シリーズ  
憲法と私④

## 人間合格

東京 伊久間勇星

## 恥

の多い少年時代を送ってきました。

歌わせれば音痴、走らせれば運動音痴、歩かせれば方向音痴。

身長も低い。団体行動が出来ない。空気が読めない。忘れ物が多い。

人間は不平等に生まれてきて、どうやら自分は「普通」の子達よりも色々と劣っているらしいと気づいたのは小学校低学年の頃だったように思います。

そんな中で、私を肯定してくれるのはテストの点数だけでした。

点数・偏差値・順位。これらの分かりやすい指標は大いに私の劣等感を払しょくしてくれました。

様々な場面で感じた鬱屈した思いを薪にくべて歪なエンジンを無理やり回しながら勉強に勤しみ、成績の数値を見てはアイデンティティを回復

させていました。

## も

もちろんそんな生き方はいつまでも続くわけがなく、大学入学後しばらくしてからブツンと糸を切られたマリオネットのごとく無気力状態へと陥ることになりました。

一つは「東大合格」という目標を達成したことで次なる目標を見失い燃え尽きてしまったこと、もう一つは大学に入学してから自分よりも遥かに勉強のできる人間が多く存在することをまざまざと見せつけられたことが原因でした(実はさらにもう一つ、クラス内の三角関係が織りなす悲恋物語も原因でしたが、本論には関係ないため省略させていただきます)。

なんとなく周りに流されて予備校には入ったものの、入学時から勉強を進めている同級生がいる中で自分が試験勉強をする意味が見いだせ

ず、特に法曹になってやりたいこともなかったの  
で、分厚いテキストは四畳半の部屋を圧迫する邪  
魔なオブジェと墮してしまいました。

## そ

んな私の人生の転機となったのが電通過労  
死事件を担当した川人博先生の主宰する  
「川人ゼミ」です。

川人ゼミは「現場主義」というモットーの下、  
様々な人権問題・社会問題の当事者の方や取り組  
んでいる方からお話を伺ったりフィールドワーク  
を実施するというゼミです。

川人ゼミで様々な当事者の声を聴いていく中  
で、いかに自分がそれまで見ていた世界が狭いも  
のだったか、いかに自分がマジョリティ属性の恩  
恵を享受してきたか、いかに自分の環境が恵まれ  
たものだったかを痛感しました。

自分は恵まれた立場・環境にいたからこそ何一  
つ不自由なく生きていくことができたが、この社  
会にはそうではない人々が無数に存在する。なら  
ば、弱い立場・属性の人々の側に立つて闘うこと  
が自分の使命ではないか。

そう自覚した時、私の人生のエンジンは再び回  
り始めました。今度は歪じゃない形で。

## そ

して、憲法の学習をしていく中で、憲法一  
四条一項に出逢いました。



「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

この条文は、尊属殺人重罰規定、非嫡出子の国籍取得制限規定等最も多くの法令違憲判決を導いてきた条文です。それぞれの判決だけでなく、判例を勝ち取るまでの当事者の方々の奮闘を読んだら、少年時代の魂が救われました。

### 改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

## 敵基地攻撃能力の保有などを新方針とする安保関連三文書改定の閣議決定に抗議する法律家団体の声明

二〇二三年二月二七日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 海渡 雄一  
自由法曹団 団長 岩田研二郎  
青年法律家協会弁護士学者合同部会

日本国際法律家協会 議長 笹山 尚人  
会長 大熊 政一

他の人と比べて色んなものを持っていないって色んなことが出来なくて劣等感を抱いていた少年に「何を持っていなくても何が出来なくても君の人間としての価値は他のみんなと全く変わらないんだよ」と声をかけてあげることが出来たのです。

**残**

念ながら未だにこの社会には性差別、外国人差別、民族差別等数多くの差別が存在しています。

現在、私が所属しているColabo弁護士団は性差別に端を発したデマ・誹謗中傷に対峙していますが、あまりの悪意の濁流に代理人の私ですら心が挫けそうになります。

しかし、憲法一四条はそんな現実に厳然とNOを突き付けて、差別のない社会を要求しています。この一四条の目指す社会を実現できるまで、私はこの社会の差別と闘います。

日本反核法律家協会 会長 大久保賢一  
日本民主法律家協会 理事長 新倉 修

一 日本の安全保障政策を大きく転換させる安保関連三文書改定

本年二月一六日夕刻、政府は、安保関連三文書（国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整

備計画）を改定することを閣議決定した。改定は、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を容認し、軍事費が五年間で計四三兆円の大増が明示されるなど、憲法九条に基づく専守防衛を改め日本の安全保障政策を大きく転換するものである。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、今回の閣議決定に対し強く反対し抗議する。

## 二 敵基地攻撃能力の保有は憲法九条に違反し、戦争への危険を高める

### (1) 敵基地攻撃能力の保有は憲法九条に違反する

日本は先の大戦において、中国などを侵略し、真珠湾への奇襲攻撃により泥沼のアジア太平洋戦争に突入り、自国及び他国に対し多くの惨禍をもたらした反省から、二度と政府の行為によって戦争の惨禍を繰り返さない<sup>1</sup>と決意して（憲法前文二項前段）、憲法九条が、戦争放棄（二項）、戦力不保持（二項前段）、交戦権の否認（二項後段）を定めた。

敵基地攻撃は、相手国の武力行使の着手の認定が困難で、国際法上違反とされる「先制攻撃」に繋がる現実的危険性が十分にあり、「自衛のための必要最小限度」を超えた武力行使を認めるものであり、憲法九条一項に反する。加えて、仮に日本が敵基地をミサイルで攻撃すれば、敵国もミサイルで日本を反撃することになり、全面戦争に発展する蓋然性が高い。このような事態を招来する敵基地攻撃能力は、「自衛のための必要最小限度」を超えた武力行使を認めるものであり、「国際紛争を解決する手段」として戦争を放棄した憲法九条一項、「国の交戦権は、これを認めない。」とした憲法九条二項後段に違反する。

さらに、戦力不保持に関して、政府は、「他国に侵略的攻撃の脅威を与えるような装備」については憲法上保持できないと説明してきた（一九八八年四月六日参議院予算委員会、瓦力防衛庁長官）。今回の閣議決定は、まさに「他国に侵略的攻撃の脅威を与える」装備

の導入を認めるものであり、憲法九条二項前段の戦力不保持に反する。

### (2) 「抑止の虚妄」 敵基地攻撃能力の保有は、東アジアの緊張関係を強めるだけ

敵基地攻撃能力の保有によって、スタンド・オフ・ミサイルなどの長距離攻撃が可能な兵器を保有し、東アジアを攻撃の射程内に入れることになる。中国、朝鮮をはじめとする東アジア諸国は、日本を警戒し、東アジアにおける緊張関係はさらに高まる。

安保関連三文書改定を受けて、中国外務省の報道官は、「中日両国関係で日本が約束したことや合意を無視して中国を中傷し続けている。断固として反対する」と述べ、外交ルートを通じて日本側に抗議をした。韓国メディアは、日本のことを「事実上戦争が可能な国家に変貌した。東アジアの軍備競争をさらに激化させ、緊張を高める」、「憲法九条を完全に無力化する内容」と警戒し、韓国も自らを強くする努力が必要だと主張する。

日本が、東アジア諸国に対して軍事的圧力を高めていくことは、決して戦争の抑止にはならず、むしろ果てしない軍拡競争を招くなど、軍事的衝突の危険を高めるものであり、安全保障上も失策であると言わざるを得ない。

### (3) 安保関連三文書改定は、日本が戦争する危険を飛躍的に高める

日米同盟における米国と日本との関係は、これまで「矛と盾」との関係と説明されていた。しかし、近年米国が、自国の負担を減らし日本のさらなるコミット

メント（矛の役割）を求めていることは周知の事実である。バイデン政権は、本年一〇月に公表した「国家安全保障戦略」の中で、「唯一の競争相手」と位置づける中国への対抗措置を最優先課題に掲げており、日本の安保関連三文書改定も、アメリカの対中戦略に基づいて改定されたことは明らかである。改定された三文書は、中国を「深刻な懸念」「強い懸念」と位置づけ、日本が矛の役割を積極的に担い、攻撃兵器の保有・配備により中国を抑止し、抑止が破れた場合には、日米共同軍事計画に基づき、南西諸島や九州地方をはじめとする我が国の本土を軍事拠点とし、自衛隊が米軍の指揮のもとに米軍と一体となって中国と戦争をすることを想定している。また、核を含むあらゆる能力によって裏打ちされた米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化するとして、平時から日米同盟調整メカニズムを「発展」させ、日米のより高度かつ実践的な共同軍事訓練や日米の基地の共同使用の増加に努めるほか、空港、港湾等の公共インフラの軍事利用体制整備、産学連携の軍事研究開発に取り組むとしている。

二〇一五年九月一九日、国民の反対の中で成立した安保法制の下では、台湾有事をめぐり米中に武力紛争が起きれば、政府は「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」として存立危機事態を認定し、自衛隊が集団的自衛権に基づき米中の戦争に参戦することとなる。そうなれば、真つ先に南西諸島や九州のみならず日本本土が中国の反撃を受けて取返しつかない甚大な被害を被ることとなる。安保法制

に加えて、敵基地攻撃能力保有の政策の大転換は、日本が米中戦争の当事国となる危険を飛躍的に高めることとなる。

### 三 軍事費の大幅増額は許されない

#### (1) 軍事費を二倍にしても安全にはならない

安保関連三文書改定によって、軍事費が五年間で計四三兆円の大幅増が明示された。この大幅増が実現すれば、軍事費はGDP比二%の水準となり、日本の軍事費は米国、中国に次ぐ第三位の規模となる。

かつて日本は、平和主義憲法に基づき、軍事大国とはならないことを示すために軍事費をGDPの1%以内としてきたが、それが近隣諸国に安心を与え平和の構築に寄与してきた。この制約を根本的に取り払いGDP比二%の軍事費を捻出したとしても、中国の現状の軍事費とはまだ三倍近い差がある。他方、中国は日本の五倍程度のGDPを有しているため、日本が軍事費を増額するならそれに対抗して、容易に自国の軍事費を増やすことができる。

軍拡は、相手国のさらなる軍事の拡大を招くだけであつて、軍拡によつては永遠に安全を得られない。

#### (2) 軍事国家化は、福祉国家と基本的人権の尊重の原則にも影響を与える

安保関連三文書改定によつて、今後五年間の軍事費の総額がこれまでの一・六倍にあたる四三兆円程度とされた。この莫大な軍事費は、経済成長が大きく見込まれない日本においては、増税、国債、文教・福祉予算等の歳出削減によつて賄う以外に方法はない。

前代未聞の軍事費拡大は、福祉国家を崩し、国民に貧困と苦難を強いる。まさに「軍榮えて民減ぶ」という事態を招きかねないものである。

### 四 実質改憲を閣議決定で行うような国は立憲民主主義国家とはいえない

#### 主義国家とはいえない

今回の安保関連三文書改定は、「専守防衛」を名実ともに完全に破棄する安全保障政策を大転換するものであり、前記のとおり敵基地攻撃能力の保有は、憲法九条に違反する。本来ならば、憲法改正手続きに抛らなければ変えられないことであり、今回の閣議決定は、実質的改憲にはかならず、立憲民主主義の基本に反する暴挙である。

また、軍事費の大幅増額によつて国の財政の在り方も大きく変更し、国民生活に現実的かつ大きな影響を与えるものである。そうであるならば、国民生活の実態を踏まえた上で、少なくとも国会での十分な審議が必要であることは明らかである。

### 五 まとめ

憲法の平和主義、憲法九条に反し、近隣諸国との緊張を高め、戦争のリスクを増大させる今回の安保関連三文書改定閣議決定は、撤回されるべきである。

平和主義憲法に基づく独自の安全保障政策を展開し、東アジアの平和構築に積極的に貢献するとともに、社会保障費、教育予算、物価対策、子育て関連費用等を充実させて、国民(市民)の命と生活を守ることこそが、政府の使命である。 以上

## 改憲問題対策法律家六団体連絡会 集云動画・資料公開中

9条改憲NO! 全国市民アクションとの共催で、集会を開催しました。アーカイブで公開中です。ご視聴ください。  
<https://youtu.be/0SS5pMw1-M>

<https://youtu.be/0SS5pMw1-M>



### 敵基地攻撃能力保有の閣議決定に 反対する市民集会(二月三日開催)

(1)「誰のための敵基地攻撃能力? アメリカは日本を守るのか」  
講師・布施祐仁氏(ジャーナリスト)

(2)「安保三文書改訂と憲法・私たちの生活はどう変わるのか」講師・永山茂樹教授(東海大学)

(3)「戦争を回避せよ! 外交なくして平和なし」  
講師・猿田佐世弁護士(新外交イニシアティブ代表)

○特別報告「沖繩から」飯島滋明教授(名古屋学院大学)／挨拶 岩田研二郎さん(改憲問題対策法律家6団体連絡会・自由法曹団団長)／挨拶 小森陽一さん(9条改憲NO!全国市民アクション運営委員・「九条の会」事務局長)／各党会派からの連帯挨拶

広島で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会（春の全国ミーティング・広島）を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二三年三月一日（金）一三時～二二時（予定）

□場 所 広島市内

□特別講演 「台湾情勢と安全保障政策とそのまやかしを知る―憲法9条を守り発展させるために―」

報告：井上正信会員

□地元企画 「黒い雨」訴訟 報告：竹森雅泰会員 小山美砂氏（ジャーナリスト）

□若手弁護士実務講座 ①「離婚問題についての座談会」

座談会メンバー：寺西環江会員、秋吉理絵香弁護士、その他

②「デジタル社会と法改正の動向」

―国民の人権擁護のために知っておくべきこと― 報告：大住広太会員

□オブシヨナルツアー 旧陸軍被服支廠倉庫の見学ツアー（ガイド付）

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

\*第4回（春）  
2023年  
3月10日（金） 広島  
～11日（土）

【第54回定時総会】

6月24日（土） 熊本  
～25日（日）

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

3月6日（月）10時半～

【広報委員会】

3月22日（水）18時～



▼政権が防衛費の増額！と大声をあげ始めた。それどころか、軍事費確保のために増税するという。上級国民ではない一般大衆としては、ますます生活が苦しくなると不安でたまらない。しかも、なぜなのか物価上昇が無視できないほどになってきた。踏んだり蹴ったりという感じしかない。

▼その昔、急激な物価上昇が継続し、賃上げ闘争が激化した時代があった。それにあわせて、法律論の世界でも、慰謝料基準額の度々の増額が行われ、損害算定における『インフレ加算論』も激しい論争の対象となった。しかし、ここ数十年デフレ状態が続き、インフレなど夢のまた夢ということで、インフレ加算論は過去の遺物だと思っていたのだが……。また、インフレ加算論の可否を論じなくてはならなくなるかも知れない。▼先が読めない時代になったが、我々としては人々の生活を守るための活動を続けるしかないということだろう。

（高野真人）